

国不籍第579号  
令和3年3月31日

都道府県地籍調査担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局  
地籍整備課長  
(公印省略)

地籍調査票作成要領について (通知)

一筆地調査の実施に当たっては、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第18条に定める地籍調査票を作成する必要があるところ、今般、その要領として「地籍調査票作成要領」を作成しましたので、御了知の上、この旨貴管下部局及び関係市区町村等への周知方よろしく申し上げます。

## 地籍調査票作成要領

### 1 地籍調査票

- (1) 地籍調査票は、別紙様式第1号及び第2号を使用して作成すること。
- (2) 調査図番号、地籍図番号、地番、仮地番、地積、住所及び年月日を記載するにはアラビア数字を用いること。
- (3) 「地籍調査前の土地の表示」欄（二線で画されている部分）に記載をするには、登記簿に登記されている現在事項で足りる。登記簿に記録されている事項で明らかに誤りであると認められるもの、登記漏れのもの等があるときは、登記所に連絡し、その訂正、補正等が行われるのを待って記載すること。ただし、現地調査又は図面等調査（以下「現地調査等」という。）の着手までに訂正、補正等が行われないときは、現在の登記簿に記録されているとおり記載すること。
- (4) 「所在・地番」欄には、大字以下について記載すること。
- (5) 「所有者」欄のうち「住所」欄には、地番を除き土地の所在と同一の部分は省略し、異なる部分のみを記載すれば足りる。ただし、地番は必ず記載すること。
- (6) 共有地については、「所有者」欄のうち「氏名又は名称」欄に、「何某（登記簿に記録されている表題部所有者又は所有権の登記名義人のうち筆頭の者の氏名）外何名」と記載し、他の者は別紙様式第3号の共有者氏名表に記載すること。この場合、「住所」欄には、当該筆頭の者の住所を記載すること。
- (7) 「登記関係表示事項」欄のうち「所有権」欄には、所有権に関する登記の有無により該当事項に○を付し、「その他の登記」欄には所有権以外の権利に関する登記の種類を記載する。この際、例えば、地上権については「地上」、抵当権（根抵当権を含む。）については「抵」、賃借権については「賃」などのように略記することができる。
- (8) 別紙様式第1号の「所有者等確認」欄には、当該土地について地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号。以下「準則」という。）第30条第1項から第3項までの規定に基づき調査を行い、現地調査等を実施する地域内の土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人（以下「所有者等」という。）の確認を得たときに、その日付を記入するとともに、確認を行った所有者等に対して住所の記入及び署名又は記名押印を求めるものとする。

この際、確認を行った者が代理人又は相続人である場合の署名又は記名にあつては、それぞれ「何某代理人何某」又は「何某相続人何某」の例により行うものとする。

なお、現地調査又は準則第23条の2第1項第2号の方法による図面等調査を実施する場合の所有者等による住所の記入及び署名又は記名押印は、原則として、その場においてこれを求めるものとし、これによりがたい場合や同項第1号の方法による図面等調査を実施する場合の所有者等による住所の記入及び署名又は記名押印は、地籍調査票を送付し、確認日及び所有者等の住所の記入及び署名又は記名押印の上で返送することを求める方法による。ただし、地籍調査の実施主体において、電子メールそ

他の手段により、所有者等から筆界の確認をした旨の報告を受け、この旨を地籍調査票の摘要欄に記載する方法をもって、所有者等による住所の記入及び署名又は記名押印に代えることができる。

おって、複数の土地について同一の所有者等の確認を得た場合は、別紙様式第4号により、住所の記入及び署名又は記名押印をまとめて行うことができる。この場合は、別紙様式第1号の「所有者等確認」欄の「所有者等の住所及び氏名」部分に「別紙〇のとおり」のように記入するなど、地籍調査票と別紙との対応関係を明確にするものとする。

- (9) 別紙様式第1号の「異動事項」欄については、異動の順序に関係のある事項については□の中にそれぞれアラビア数字によってこれを明らかにし、その他の場合には現地調査等による異動事項を明確にするために該当事項の□をチェックしておくこと。
- (10) 新たに表題登記をすべき土地に関する地籍調査後の「所有者」欄への記載は、所有者の住民票等により住所を確認の上で記載することとし、共有地については前記(6)の方法により記載すること。
- (11) 別紙様式第2号の「地籍簿への記載事項」欄には、必要に応じ、地籍簿の「原因及びその日付」欄に記載する事項を記載すること。
- (12) 別紙様式第1号の「所有者意見」欄には、地籍調査において同意又は承認（以下「同意等」という。）を得ることとされている該当事項に○印を付すとともに、同意等があった年月日を明記し、当該同意等をした土地所有者又は代理人に署名又は記名押印を求めること。

土地所有者が死亡している場合には、相続人（相続人が複数いる場合には、相続人全員又は相続人のうち選任された代表者）の同意等を求め、当該相続人が同意等をしたときは、署名又は記名押印を求めること。

なお、同意等をした者が代理人である場合の署名又は記名押印については、前記(8)ただし書の例によること。

- (13) 「摘要」欄には、以下の事項を付記すること。
- ① 新たに表題登記をすべき土地として調査した場合は、当該土地の所有者の認定根拠
  - ② 所有者等による筆界の確認が得られない場合は、その理由
  - ③ 代理人から筆界の確認を得た場合は、代理人であることの確認方法
  - ④ 準則第23条の2の規定に基づき調査をした場合は、図面等を送付した日付、所有者等から報告又は資料の提出があった日付等
  - ⑤ 準則第30条第3項又は第4項の規定に基づき調査を実施した場合は、その旨
  - ⑥ 準則第30条の2第1項の規定に基づき調査を実施した場合は、その旨及び事件番号
  - ⑦ 準則第30条の2第2項の規定に基づき調査を実施した場合は、その旨及び筆界特定書に記載の手続番号
  - ⑧ その他特に必要と思われる事項（筆界の確認をした者の連絡先（任意）など）

## 2 地籍調査票綴

- (1) 単位区域について地籍調査票の作成を終えたときは、地番区域ごとに地番（枝番号を含む。）の順序に編綴し、事後の調査記録の保管に支障のないように別紙様式第5号による表紙を付し地籍調査票綴とすること。
- (2) 別紙様式第5号中、「作成」の項の「点検」欄①には、工程管理として登記簿と地籍調査票との照合点検を行った年月日及び工程管理者の氏名を、同欄②には、地籍調査票と調査図素図との照合点検を行った年月日及び工程管理者の氏名を記入すること。「調査」の項の「現地調査等の期間」欄には、現地調査等の開始から終了までの期間を、「点検」欄には、工程管理として調査図と地籍調査票との照合点検を行った年月日及び工程管理者の氏名を記入すること。「検査」欄①には、実施者検査として調査図と地籍調査票との照合点検を行った年月日及び検査者の氏名を、同欄②には、認証者検査として調査図と地籍調査票との照合検査を行った年月日及び検査者の氏名を記入すること。「実行機関名」欄には、外注作業にあつては受注法人名、委託作業にあつては受託法人名、直営作業にあつては「直営」とそれぞれ記入すること。

## 3 経過措置

既に調査済み又は現に調査中の区域における地籍調査票作成については、なお従前の例による。

(別紙)

(様式第1号)

地籍調査票(現地調査等用)

調査図番号						
所有者等確認	確認日 年 月 日			所有者等の住所及び氏名 住所 氏名		
	地籍調査前の土地の表示			地籍調査後の土地の表示		
所在・地番						
地目・地積	地目		地積	m <sup>2</sup>	地目	
所有者	住所					
	氏名又は名称					
登記関係表示事項	所有権	その他の登記				
	有・無					
異動事項(同意・承認事項)			異動事項			
<input type="checkbox"/>	に分割			<input type="checkbox"/>	年 月 日不詳(一部)地目変更	
<input type="checkbox"/>	から分割			<input type="checkbox"/>	年 月 日 所在変更	
<input type="checkbox"/>	を合併			<input type="checkbox"/>	年 月 日 住所変更(訂正)	
<input type="checkbox"/>	に合併			<input type="checkbox"/>	年 月 日 氏名変更(訂正)	
<input type="checkbox"/>	番の一部を合併			<input type="checkbox"/>	年 月 日 不詳新たに	
<input type="checkbox"/>	番に一部合併			<input type="checkbox"/>	表題登記をする土地	
<input type="checkbox"/>	番と地番変更(訂正)			<input type="checkbox"/>	を と訂正	
<input type="checkbox"/>	年 月 日不詳(一部)滅失				<input type="checkbox"/>	番との筆界未定
<input type="checkbox"/>	不存在				<input type="checkbox"/>	現地確認不能
所有者意見	上記のとおり分割・合併・一部合併・地番変更(訂正)・滅失・不存在について同意(承認)をする。					
	年 月 日	土地所有者氏名(代理人)				
〔摘要〕						
<p>(注) 本欄には、次の事項を付記することとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 新たに表題登記をすべき土地として調査した場合は、当該土地の所有者の認定根拠</li><li>② 所有者等による筆界の確認が得られない場合は、その理由</li><li>③ 代理人から筆界の確認を得た場合は、代理人であることの確認方法</li><li>④ 準則第23条の2の規定に基づき調査をした場合は、図面等を送付した日付、所有者等から報告又は資料の提出があった日付等</li><li>⑤ 準則第30条第3項又は第4項の規定に基づき調査を実施した場合は、その旨</li><li>⑥ 準則第30条の2第1項の規定に基づき調査を実施した場合は、その旨及び事件番号</li><li>⑦ 準則第30条の2第2項の規定に基づき調査を実施した場合は、その旨及び筆界特定書に記載の手続番号</li><li>⑧ その他特に必要と思われる事項(筆界の確認をした者の連絡先(任意)など)</li></ol>						

(この用紙の大きさは、日本産業規格A4判とする。)

(様式第2号)

地籍調査票 (データ出力用)

調査図番号						地籍図番号				
地籍調査前の土地の表示					地籍調査後の土地の表示					
所在・地番										
地目・地積		地目		地積	m <sup>2</sup>	地目		地積	m <sup>2</sup>	
所有者	住所									
	氏名又は名称									
登記関係 表示事項	所有権	その他の登記								
	有・無									
地籍簿への記載事項										
〔摘要〕										

(この用紙の大きさは、日本産業規格A4判とする。)

# 共有者氏名表

土地の所在・地番			
共有持分	住所	氏名又は名称	備考

(この用紙の大きさは、日本産業規格A4判とする。)

(様式第 4 号)  
(別紙〇)

## 確 認 書

〇〇市 (町・村) 御中

私は、下記の土地について、地籍調査作業規程準則 (昭和 3 2 年総理府令第 7 1 号) 第 3 0 条第 1 項から 3 項までの規定に基づき筆界の確認を行います。

### 記

- ・ 土地の所在・地番
- ・ 上記土地に係る所有者等の住所氏名又は名称<sup>\*1</sup>

確認日 年 月 日<sup>\*2</sup>  
(確認者)  
所有者等の住所<sup>\*3</sup>

所有者等の氏名



- 
- \*1 所有者等が複数名いる場合は、その全部を記載すること。  
ただし、共有地である場合は、「別紙〇のとおり」と略記することができる。
- \*2 現地調査又は準則第23条の2第1項第2号の方法による図面等調査を実施する場合の所有者等による住所の記入及び署名又は記名押印は、原則として、その場においてこれを求めるものとし、これによりがたい場合や同項第1号の方法による図面等調査を実施する場合の所有者等による住所の記入及び署名又は記名押印は、地籍調査票とともに様式第4号（確認書）を送付し、確認日及び所有者等の住所の記入及び署名又は記名押印の上で返送することを求める方法による。ただし、地籍調査の実施主体において、電子メールその他の手段により、所有者等から筆界の確認をした旨の報告を受け、この旨を地籍調査票の摘要欄に記載する方法をもって、所有者等による住所の記入及び署名又は記名押印に代えることができる。
- \*3 確認を行った者が、代理人又は相続人である場合の署名又は記名にあつては、それぞれ「何某代理人何某」又は「何某相続人何某」の例により行うものとする。  
なお、確認を行った者が、複数名の代理人である場合は、「何某、何某及び何某の代理人何某」の例により行うことができる。

郡 町 大字 字  
市 村

地 籍 調 査 票 綴

冊の内 第 号

番の から 番の まで

作 成	実行機関名		実施主体名	
	作成年月日	年 月 日		
	点 検	①		年 月 日
②		年 月 日	②	年 月 日
調 査	実行機関名		③	年 月 日
	現地調査等の期間	年 月 日から 年 月 日まで	認 証 年 月 日 番 号	年 月 日 第 号
	点 検	年 月 日		

(この用紙の大きさは、日本産業規格A4判とする。)